

【シンポジウム・提言】

上訴と仲裁 —ドーピング紛争の争訟性—

上 柳 敏 郎
(弁護士)

本稿は、申立人我那覇和樹選手と相手方社団法人日本プロサッカーリーグとの間のスポーツ仲裁裁判所2008年上訴第1452事件（以下「本件」という。）について、その経過をふりかえって、第1に、ドーピングに関する競技団体の処分に対する上訴（appeal）⁽¹⁾に関し、選手側の上訴権が不安定であり、また仲裁における負担が過重になりうることを検討し、第2に、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約⁽²⁾が発効したこと等にてらし、ドーピング紛争について司法審査（争訟性）が肯定されるべきであることを考察するものである⁽³⁾。

1 スポーツ仲裁裁判所上訴手続きにおける選手の権利

(1) 不安定な選手の上訴権

1) 仲裁条項の欠如

申立人我那覇和樹選手（以下「我那覇選手」という。）は、相手方社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という。）による公式試合出場停止処分（以下「本件処分」という。）について、上訴（不服申立）できるかどうか不安定な地位におかれたが、世論の支持及び関係者の努力のもとによりやがてスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という。）の仲裁手続きを利用することができた。

Jリーグは、Jリーグ独自の「ドーピング禁止規程」を制定し、Jリーグの処分に対しては外部ないし第三者への異議申立をすることができない

旨定めていた。すなわち、同「ドーピング禁止規程」3条1項に基づき制定された「2007 Jリーグドーピングコントロール要項」は、その18条（異議申立）で、「陰性／陽性の最終決定：ドーピングテスト手続の適正、選手・Jクラブ等に対して科される制裁の内容・程度については、アンチ・ドーピング特別委員会において、制裁の対象となる者に弁明を与えた上で決定するものとし、ドーピングコントロール委員会の認定に対しては、その他に異議申立を行うことができないものとする。」と規定していた。（同18条は、2008年2月1日に廃止された。）

つまり、Jリーグは、日本ドーピング防止規程を採択しておらず、また、スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）の仲裁条項を採用していなかった。ちなみに、日本ドーピング防止規程は、ドーピング紛争について、日本ドーピング規律パネルを設置させ、さらに、同パネルの裁定に対しては原則としてJSAAに上訴できる旨規定している。日本の相当数の競技団体は、団体内の紛争等についてJSAAのスポーツ仲裁自動受諾条項を採択しているが⁽⁴⁾、Jリーグは、それを採択していなかった。

このため、我那覇選手は、2007年5月の本件処分以降、Jリーグが個別に仲裁合意をしない限り、本件処分に対する上訴として仲裁手続を利用することはできない地位に置かれたのである。

Jリーグは、2007年11月末になって、CASでの仲裁に合意する旨の意向を表明した。これは、本件処分から半年余りたった後で、多数の関係者の努力や世論の動きの末のことであったが、Jリーグは、JSAAでの仲裁には合意しようとしなかったのである。

本件で問題となった我那覇選手の点滴、Jリーグの処分、仲裁合意に至る経過の詳細は、次のとおりである⁽⁵⁾。

2) 問題となった我那覇選手の点滴

申立人我那覇和樹選手（以下「我那覇選手」という。）は、1980年に沖繩で生まれ、プロサッカーチーム川崎フロンターレ所属のフォワードとして、2006年はJリーグ選手中で得点順位3位であった18得点をあげ、同年日本代表にも選出された選手である。

我那覇選手は、2007年4月20日夜、下痢をし、咽頭痛や倦怠感のため、

チームドクターの後藤秀隆医師（以下「後藤医師」という。）にその旨を訴え、総合感冒薬を処方された。翌4月21日は、体調不良をおして対浦和レッズ戦に出場し同シーズン初得点をあげたものの、4月22日は、はげしい下痢が続き何も食べられなかった。4月23日午後は、レギュラー争いに負けまいとして2時間のチーム練習に加わったが、通常であれば約1.5リットルの水を飲むところ、同日の練習中はその10分の1程度しか飲めなかった。

ちなみに、一般的な成人（体重50キログラム）は、1日約2.5リットルの水分を摂取し同量を排出する。その水分摂取の平均的な内訳は、食事で1リットル、水を飲むことで1.2リットル、体内の代謝で0.3リットルである。我那覇選手の体重は76キログラムであったから、換算すると、1日約3.8リットルの水分を摂取し同量を排出し、内訳は食事で1.5リットル、水を飲むことで1.8リットル、体内の代謝で0.45リットルとなる。日常生活であれば、1日約3.8リットルの水分を摂取するのに対し、プロサッカーの練習では、水分の消費が激しく、2時間で約1.5リットルの水を飲むのである。また、下痢は、水を飲んでも腸管から体内吸収できず、水分が体内に摂取できないことを意味する。

我那覇選手は、4月23日の練習後、チームクラブハウス内診療所で後藤医師の診察を受けた。後藤医師は、全身倦怠感、食欲不振、下痢、気分不良、水分食事摂取困難、関節痛なし、体温38.5度、腸音亢進、上咽頭部中心及び周辺部腫れ等の症状から、感冒・下痢と診断し、それら症状と診断を診療録に記載した。

そして、後藤医師は、我那覇選手に対し、生理的食塩水とビタミンB1の点滴を提案し、約30分間にわたって、1本目は100ミリリットルの生理的食塩水、2本目は同じ100ミリリットルの生理的食塩水にビタミンB1（アリナミンF）100ミリグラムを加えたものを点滴した（以下、これら2本の点滴を、「本件点滴」という。）。2本目終了の時点で、我那覇選手が水が飲めそうだと行ったので、後藤医師は点滴を終了し、「少しよいと様子観察」と診療録に記載し、総合感冒薬と整腸剤を処方した。

3) Jリーグによる処分

4月24日、あるスポーツ紙が、我那覇選手が疲労回復に効果があるニ

ニク注射を受けた旨報じた。我那覇選手は同紙の取材を一切受けていなかったのに、そのような報道がなされたのである。ちなみに、我那覇選手が23日に受けたのは200ミリリットルの点滴であったのに対し、当時スポーツ紙等でニク注射と称されていたのは、様々なビタミンB群とグリコーゲンを含んだワンショット（ごく少量）の注射であった。

Jリーグのドーピングコントロール委員会青木委員長は、我那覇選手が所属していたチームである川崎フロンターレに対し、4月25日、医療目的以外の点滴は禁止されている旨述べたうえで、4月24日のスポーツ紙記事について報告するように求めた。

後藤医師が4月25日、我那覇選手の血液検査をしたところ、軽度の炎症反応が出た。

川崎フロンターレは、我那覇選手や後藤医師から直接の事情聴取をしないままに、Jリーグに対し、後藤医師の診断書等を送った。

Jリーグドーピングコントロール委員会は、5月1日、会議を開き我那覇選手と後藤医師の出席をえて問答を行った後、本件点滴は緊急かつ正当な医療行為ではないと結論づけた。

Jリーグは、5月2日、川崎フロンターレ宛に5月7日にアンチ・ドーピング特別委員会を開く旨通知したが、同通知文書は、我那覇選手を宛先にしておらず、我那覇選手に渡されることもなかった。

Jリーグは、5月7日、アンチ・ドーピング特別委員会を開き、川崎フロンターレに制裁金1000万円、我那覇選手に6試合の公式試合出場停止処分（以下「本件処分」という。）を決定し、5月8日、臨時理事会を開催し、同日、メディアに対し本件処分をリリースした。

そして、Jリーグは、5月10日、川崎フロンターレ宛に本件処分を通知した。同通知文書は、我那覇選手宛に送付されることもなかった。

なお、Jリーグは、川崎フロンターレに対し、本件処分決定後の5月16日に、診療録（サッカーヘルスメイト）の提出を求めた。

4) 処分から仲裁合意までの半年余

Jリーグの判断に対し、Jリーグ各チームのチームドクター26名全員が一致して、選手の健康を守る立場から、疑問を呈した（同年7月22日

